

作成日 : 2017 年 10 月 21 日

ギリシャ共和国  
Hellenic Republic

特許庁の所在地 :

Patent Office, Industrial Property Organization (OBI)  
5, Gianni Stavroulaki Str., Paradissos Amaroussiou,  
GR-15125  
Athens

Tel: 30 210 618 3500

Fax : 30 210 681 9231

Email: info@obi.gr

Website: <http://www.obi.gr>

商標庁の所在地 :

Trademark Office  
Directorate of Commercial Property  
General Secretariat of the Trade and Consumer Protection

Place de Kanning

P.C. 101 81

Athens

Tel: 30 210 38 93 488

Fax : 30 210 38 46 523

Email: georgopoulou@gge.gr

Website: <http://www.gge.gr>

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス方法

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (EPC)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (8) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)

### **2. 特許審査ハイウェイ実施状況**

実施されておられません。

### **3. 現地代理人の必要性有無**

外国人及びギリシャ国内に住所を有していない出願人は、現地代理人を選任しなければなりません。

### **4. 現地の代理人団体の有無**

存在しないとのことです。

### **5. 出願言語**

ギリシャ語の他に、英語、ドイツ語又はフランス語で出願することができます。

### **6. その他関係団体**

不明です。

### **7. 特許情報へのアクセス方法**

[www.obi.gr](http://www.obi.gr)

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2011年の法律第3966号で改正された1987年の法律第1733号が適用されております。

### 2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

①ギリシャ語以外の所定の他の言語でも出願することができます。

②但し、この場合、ギリシャ語翻訳文を出願日から4ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

出願日から4ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment) ・ 出願人企業の商業登記簿謄本 :

アポスティル (Apostille) による認証が必要です。

出願日から4ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document) :

①優先権証明書は、出願日から4ヶ月以内（又は優先日から16ヶ月以内）に提出する必要があります。

②優先権証明書の翻訳文も優先権証明書提出期限と同じ期限内に提出する必要があります。

翻訳文には翻訳者による証明文を添付する必要があります。

### 3. 料金表 (単位 : ユーロ (EUR) です)

(1) 出願料金 :

①基本料金 50

②10個を超える各クレーム当たり 30

(2) 調査料金 300

(3) 見解書を伴う調査料金 800

(4) 特許付与料金 150

(5) 年 金 :

①第3年度 20

②第4年度 50

③第5年度	80
④第6年度	90
⑤第7年度	100
⑥第8年度	115
⑦第9年度	140
⑧第10年度	190
⑨第11年度	240
⑩第12年度	300
⑪第13年度	400
⑫第14年度	500
⑬第15年度	600
⑭第16年度	700
⑮第17年度	800
⑯第18年度	900
⑰第19年度	1,000
⑱第20年度	1,100

#### 4. 料金減免制度について

減免制度は導入されておりませんが、特許権者が第三者に特許発明の実施許諾の用意がある旨を宣言した場合には、納付する年金が半額になります。

#### 5. 実体審査の有無

方式的要件及び特許性自体の審査が行われ、実体的な審査は行われません。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておりません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

出願書類が提出されますと、方式及び特許性自体の審査、調査、出願公開の手続きを経た後に特許が付与されます。

##### (1) 方式審査：

①まず、方式的要件を満たすか否かについて、審査が行われます。

方式的要件を満たしている場合には、特許性自体の審査が行われます。

②特許性自体の審査は、発明が不特許事由に該当するか否かについて行われます。具体的には、以下の事由です。

- (a) 発明が、発見、科学的理論又は算術的方法であるか否か。
  - (b) 発明が、コンピュータプログラムであるか否か。
  - (c) 発明が、精神的活動の実行、ゲーム又はビジネスの計画であるか否か。
  - (d) 発明が、情報の開示であるか否か、等です。
- ③ 出願人は、出願時に、審査の結果、出願が拒絶された場合には実用新案出願として保護を請求することができます。
- ④ 拒絶されない場合には出願日から4ヶ月以内に調査料金を納付することにより調査報告書が発行されます。
- なお、調査料金が納付されなかった場合、特許出願は自動的に実用新案出願に変更されます。

(2) 新規性：

- ① 出願日（又は優先日）前に、出願に係る発明が世界のいずれかにおいて、公衆が利用可能な状態にある場合、新規性は有しません（絶対的新規性の採用です）。
- ② 以下の場合には、新規性の例外が認められます。
- (a) 出願又は優先日前の6ヶ月以内における、出願人又は前任者の明白な権利濫用による発明の開示。
  - (b) 出願又は優先日前の6ヶ月以内における、公に認められた国際的博覧会における発明の展示。

(3) 調査：

- ① 出願人は、調査料金を出願日から4ヶ月以内に納付する必要があり、調査に関して、簡潔な調査報告書又は書面の見解を含む調査報告書を選択することができます。
- ② 調査報告書には、新規性及び進歩性に関するすべての情報が記載されます。
- ③ 調査報告書の作成に際し、ギリシャ特許庁は欧州特許庁又は他の特許庁に対し見解を求めることができるとされています。
- ④ 特許庁は、出願人に対し、情報の提出や見解を求めることもできるとされています。
- ⑤ 特許庁は、作成した調査報告書及び付属書類の写しを出願人に送付し、出願人はこの調査報告書の受領日から3ヶ月以内に意見書を提出することができます。
- ⑥ その後、特許庁は出願人が提出した意見書に基づいて最終調査報告書を作成します。
- ⑦ 調査報告書は原則として出願日（又は優先日）から18ヶ月後に、出願書類と共に公衆の閲覧に供せられます。

(4) 出願公開：

調査報告書と共に出願書類は、出願日（又は優先日）から18ヶ月経過

後に、公衆の閲覧に供せられます。

(5) 実体審査：

上述しましたように、ギリシャでは実体的な審査は行われず、調査報告書の内容に拘わらず特許が付与されます。

(6) 特許付与：

① 特許は、最終調査報告の発行及び公開の後に付与されます。

② 特許証は明細書等及び調査報告書又は最終調査報告書を伴って発行され、特許が特許原簿に登録されます。

(7) 分割出願：

特許付与されるまで、分割出願をすることができます。

(8) 異議申立て：

異議申立ては規定されていません。

(9) 無効審判：

特許が、以下に該当する場合、裁判所に無効審判を請求することができます。

① 新規性がなく、或いは特許性自体の要件を満たしていない場合。

② 明細書が開示不十分で、当業者が発明を実施できない場合。

③ 特許が出願当初の開示範囲を超えていた場合。

④ 特許権者が特許を受ける権利を有していなかった場合。





PCT 出願経由の場合は、欧州特許の広域段階出願によりギリシャを指定国として、発明の保護を求める必要があります。

## 11. 留意事項

(1) 出願から登録までの所要期間：

約 1 年から約 1 年 6 ヶ月です。

(2) 特許付与に関して：

① 出願から登録までの手続きにおいて説明しましたように、所定の期限内に調査報告のための料金を納付する必要がありますので、留意して下さい。

② また、新規性等の実体的審査を行わずに特許が付与されますが、新規性や進歩性等の要件を満たしていなかった特許に対しては、特許後無効審判により無効とされる恐れがありますので、留意して下さい。

(3) 欧州特許のギリシャへの有効化に関して：

欧州特許から指定国ギリシャで特許の権利化を図るためには、欧州特許が欧州特許公報に特許付与の言及が公告されてから 3 ヶ月以内に、欧州特許のギリシャ語訳文を提出する必要がありますので、留意して下さい。なお、この 3 ヶ月の期間は延長することができません。

## 実用新案制度

### 1. 現行法令について

2011年の法律第3966号で改正された1987年の法律第1733号が適用されております。

### 2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

①ギリシャ語以外の所定の他の言語でも出願することができます。

②但し、この場合、ギリシャ語翻訳文を出願日から4ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

出願日から4ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment) ・ 出願人企業の商業登記簿謄本 :

アポスティル (Apostille) による認証が必要です。

出願日から4ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document) :

①優先権証明書は、出願日から4ヶ月以内 (又は優先日から16ヶ月以内) に提出する必要があります。

②優先権証明書の翻訳文も優先権証明書提出期限と同じ期限内に提出する必要があります。

翻訳文には翻訳者による証明文を添付する必要があります。

### 3. 料金表 (単位 : ユーロ (EUR) です)

(1) 出願料金 :	50
・ 10個を超える1クレーム当たり	30
(2) 付与料金	100
(3) 年金 :	
① 第3年度	20
② 第4年度	50
③ 第5年度	80
④ 第6年度	90

#### 4. 料金減免制度について

減免制度は導入されておりませんが、実用新案権者が第三者に登録実用新案の実施許諾の用意がある旨を宣言した場合には、納付する年金が半額になります。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておりません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

(1)出願書類が提出されますと、方式的要件の審査のみ行われ、

付与手数料を納付することにより、実用新案証が発行されます。

特許出願の場合とは異なり、新規性調査も行われません。

(2)保護対象：

実用新案とは、明確に限定された形状及び形態を有する、新規で産業上利用できる三次元物体で、技術課題を解決できる工具、器具、道具、装置又はその部品と定義されております。

(3)不登録事由：

①上記実用新案の定義に合致しない考案

②特許を取得できない主題

が、該当します。

(4)新規性：

①特許の場合と同様に、絶対的新規性が採用されております。

②新規性喪失の例外であるグレースピリオドも特許出願の場合と同様です。

(5)審査：

①方式的要件審査のみで、実体的な審査は行われません。

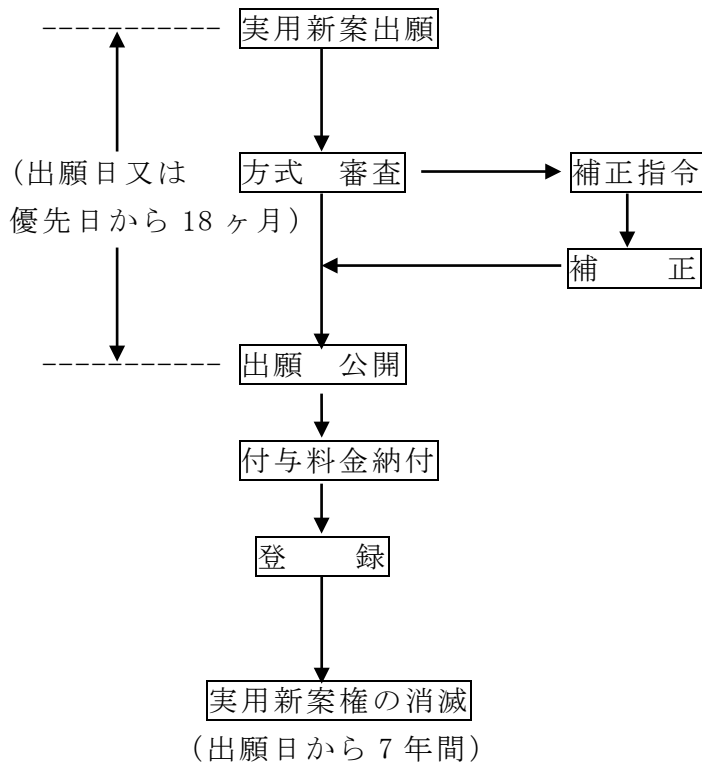
②実用新案権付与の手数料を納付した後に、実用新案証が発行されます。

(6)出願公開：

①出願日又は優先日から18ヶ月経過後に、出願書類は公衆の閲覧に供せられます。

- ②但し、実用新案がそれよりも前に付与された場合には、出願書類等は実用新案付与日に公衆の利用可能な状態に置かれます。
- (7) 出願変更：
- ①特許が付与されるまで、特許出願を実用新案出願に変更することができます。
- ②また、特許出願日から4ヶ月以内に調査料金を納付しなかった場合には、自動的に実用新案出願に変更されます。
- (8) 無効審判：
- 上述の如く、実用新案は無審査で登録されますが、以下の場合には請求により実用新案が無効にされる可能性があります。
- ①考案が新規性を欠如している場合、又それ自体が登録されない場合。
- ②明細書が開示不十分であり、当業者が明細書に基づいて実施できない場合。
- ③登録実用新案が、出願時の範囲を超えていた場合。
- ④実用新案権者が、登録を受ける権利を有していなかった場合。
- (9) 異議申立て：
- 導入されておられません。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

(1) 出願日から7年間です。延長はできません。

実用新案権は設定登録日から発生します。

(2) 最初の年金は、出願から3年目に納付する必要があります。

10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

規定はありません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

適用されません。

12. 留意事項

出願から登録までの所要期間は、約9ヶ月から12ヶ月です。

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

意匠の法的保護に関する指令 98/71/EC を施行する大統領令 No. 161/2002 により改正された大統領令 No. 259/1997 の法律が適用されております。

### 2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

創作者及び出願人の住所、氏名、国籍。意匠登録に係る物品、優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）等を記載します。

(2) 意匠の明細書 (Description) :

意匠の主要な特徴の簡単な説明を記載します（提出は任意です）。

(3) 図面又は写真 (Drawings/Photographs) :

(4) 優先権証明書 (Priority Document) :

出願日から 4 ヶ月以内に提出する必要があります。

優先権証明書の翻訳文も、証明書と同期間内に翻訳者の証明文を添付して提出する必要があります。

(5) 委任状 (Power of Attorney) :

出願人が署名し、認証は不要です。

出願日から 4 ヶ月以内に提出することができます。

(6) 宣誓書 (Declaration) :

出願人が創作者でない場合、意匠登録を受ける権利の根拠を示した書類です。

### 3. 料金表（単位：ユーロ（EUR）です。）

(1) 出願料金：

① 一意匠出願の場合	100
② 50 個までの各意匠につき	10

(2) 公告料金 30

(3) 公告繰延請求料金 10

(4) 更新料金：

① 2 期目の 5 年間	100
② 3 期目の 5 年間	150
③ 4 期目の 5 年間	200
④ 5 期目の 5 年間	250

(5) 名義変更又は譲渡手続料金 100

#### 4. 料金減免制度について

減免制度は導入されておられません。

#### 5. 実体審査の有無

方式的要件の審査のみ行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されておられません。

登録後、出願書類は公開されます。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておられません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(1) 出願は、一意匠に付いて、又は物品全てが同一のロカルノ分類のサブクラスに属する場合には、50個までの複数意匠出願が認められます。

(2) 出願は、方式的要件のみ審査され、新規性や独創性については審査されません。

但し、新規性等の実体的要件を満たしていない意匠登録は、請求により無効となる可能性があります。

(3) 不登録事由：

主な不登録事由は次の通りです。

① 意匠の実施や公開が公序良俗に反する恐れのある場合。

② 物品の形状の特徴が、専ら技術的機能にのみ基づくものである場合。

③ 独創性又は新規性を有しない場合

(4) 独創性：

所謂当業者から見て、出願に係る意匠が、出願日又は優先日前に公衆に利用可能となった全体的な意匠と異なった印象を受ける場合には、独創性を有すると判断されます。

(5) 新規性：

① 出願日前（又は優先日前）に、欧州領域内において、同一の意匠が公衆の利用可能な状態になっていない場合は、新規とみなされます。

② 従いまして、出願日（又は優先日前）に、欧州領域内において、意匠が登録により公開された場合、又は取引により使用等された場合には、公衆に利用可能なものとみなされます。



<新規性喪失の例外>

出願日（又は優先日前）前12ヶ月における、以下の行為は新規性喪失の例外が認められます。

- ① 創作者又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為による情報に基づく第三者による開示。
- ② 創作者又は意匠登録を受ける権利を有する者の意に反する行為による開示。

(6) 登録：

- ① 出願から4ヶ月経過後に、方式的要件を満たした出願に対して、特許庁は出願人に登録証を発行します。
- ② 登録された後に、公開の繰延べ請求がなかった場合、登録された出願の内容が公開されます。  
なお、公開の繰延べ請求は、出願時に行い出願日から12ヶ月の期間とされております。

(7) 無効又は取消：

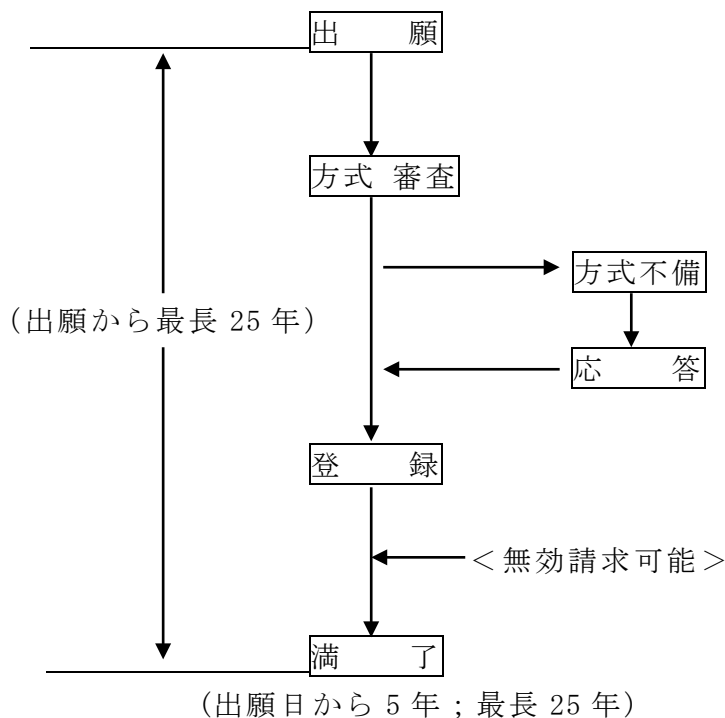
以下の場合には、登録無効を請求することができます。

- ① 意匠権者が意匠登録を受ける権利を有していなかった場合。
- ② 登録意匠が、新規性や独創性に関する登録要件を満たしていなかった場合。
- ③ 物品の外観の特徴が、その技術的特徴のみにより定まる意匠の場合。
- ④ 意匠が公序良俗に反する恐れのある意匠の場合。

(8) 異議申立て：

採用されておりません。

出願から意匠権の消滅までのフローチャート：



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 意匠権の存続期間は、出願日から5年です。

請求により更に5年毎に4回延長することができ、最長で25年となります。

意匠権は、設定登録日から発生します。

(3) 更新料金は、出願日の各年の対応日の属する月の末日以前に納付する必要があります。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は導入されておりません。

## 11. 留意事項

(1) 出願から登録までの所要期間は、約6ヶ月から約9ヶ月です。

(2) 意匠の定義：

意匠とは、物品自体又はその装飾の線、輪郭、色彩、形状及び材料の特徴から生じる物品全体又は部分の外観と、されています。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

2013年5月29日の法律第4155/2013により改正された商標法4072/2012（2012年10月11日施行）が適用されています。

<改正の主な内容>

- (1) オンライン出願が開始されました。
- (2) ギリシャ語又はラテン語でない商標の文字が使用される場合には、ギリシャ語又はラテン語による商標の説明（representation of the mark in Greek or Latin characters）が必要となりました。
- (3) 異議申立期間が出願公告日から3ヶ月に短縮されました。

### 2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。

- (1) 願書（Request）：  
出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）、商品・サービスの表示及びそれらの属する区分、優先権主張の場合にはその情報等、を記載します。
- (2) 委任状（Power of Attorney）：
- (3) 商標見本（Mark）：
- (4) 優先権証明書及びその翻訳文（Priority Document）：

### 3. 料金表（単位：ユーロ（EUR）です。）

- (1) 商標出願料：

① 1区分の場合	110
② 2区分以上 1区分当たり加算	20
- (2) 更新料金：

① 1区分の場合	90
② 2区分以上 1区分当たり加算	20
- (3) 譲渡登録料金 90

### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は導入されておられません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願は、登録性、類似性等の実体審査の対象となります。

## 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されておられません。

## 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておられません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

一出願多区分制が採用されております。

出願は、方式審査、登録性自体及び類似性等の審査、及び付与前の異議申立て手続を経て、登録の有無が判断されます。

(1)方式審査：

- ①出願が方式的要件に合致していないと判断された場合、特許庁は1ヶ月以内の期間を指定して、出願人に補正指令書を発送します。
- ②不備が出願の本質的部分である場合、例えば、商標見本、出願人の詳細や商品及びサービスのリストの場合において、これらが適切に修正されなかった場合には、出願は有効な出願とはみなされず、更なる審査は行われません。
- ③一方、出願の不備が、出願人等の氏名、優先権書類、音響や色彩の商標の特定の表示や、ギリシャ語やラテン語の商標に関し、これらの不備が適切に修正されなかった場合には、出願が拒絶されます。
- ④方式的要件を具備した場合、出願は容認され、容認決定が出願の日から1ヶ月以内に商業事務局のウェブサイト(Official website of the General Secretariat of Commerce)に公告されます。

(2)不登録事由(絶対的事由及び相対的事由)：

(A)主な絶対的事由は次の通りです。

「絶対的事由」とは、商標が本質的に有すべき機能を有していない事由をいいます。具体的には、以下の商標が該当します。

- ①識別性のない商標
- ②取引界において商品の種類、質、数量、特徴、価格等を表示するために使用される標識
- ③国旗、国の記章、国際的な政府機関の記章、略称、名称
- ④商品やサービスの種類に関して、公衆を欺瞞する恐れのある標章
- ⑤商品自体の性質から派生する形態の標章

(B)主な相対的事由は次の通りです。

「相対的事由」とは、他人の商標と抵触関係にある商標をいいます。以下の商標が該当します。

- ①先行する他人の商標と同一又は類似の商標であって、同一又は類似

する商品又はサービスについての後の出願

②同一又は類似する商品又はサービスについての登録商標と同一又は類似するために公衆が混同を生じる恐れがある出願

なお、先行する商標又は登録商標には、出願日前の出願日を有する EU 商標及び国内登録商標が含まれます。

(3) 審査：

① 審査の結果、指定商品又は役務に関してその全部若しくは部分的に上記絶対的事由又は相対的事由に該当し、出願が容認できない場合、審査官は通知日から 1 ヶ月以内に、出願人に出願を取消すか、又は容認できる範囲まで制限するか、若しくは特許庁の見解に対して自己の意見書等を提出することを出願人に要請します。

② 出願人が審査官の要請に従って出願の範囲を制限し、又は提出した意見書等が受理された場合、出願は容認され出願人の意見書等の提出から 1 ヶ月以内に商業事務局のウェブサイト (Official website of the General Secretariat of Commerce) に受理決定 (Accepted decision) が公告されます。

③ 一方、出願人が審査官からの要請に対応することができなかった場合、出願は拒絶され、拒絶決定の旨が出願人に通知され、商業事務局のウェブサイトに公表されます。

(4) 異議申立て：

審査官の受理決定が商業事務局のウェブサイトに公告された後、3 ヶ月以内に、

① 正当な利害関係を有する第三者は、不登録事由の絶対的理由に基づき異議申立てをすることができます。

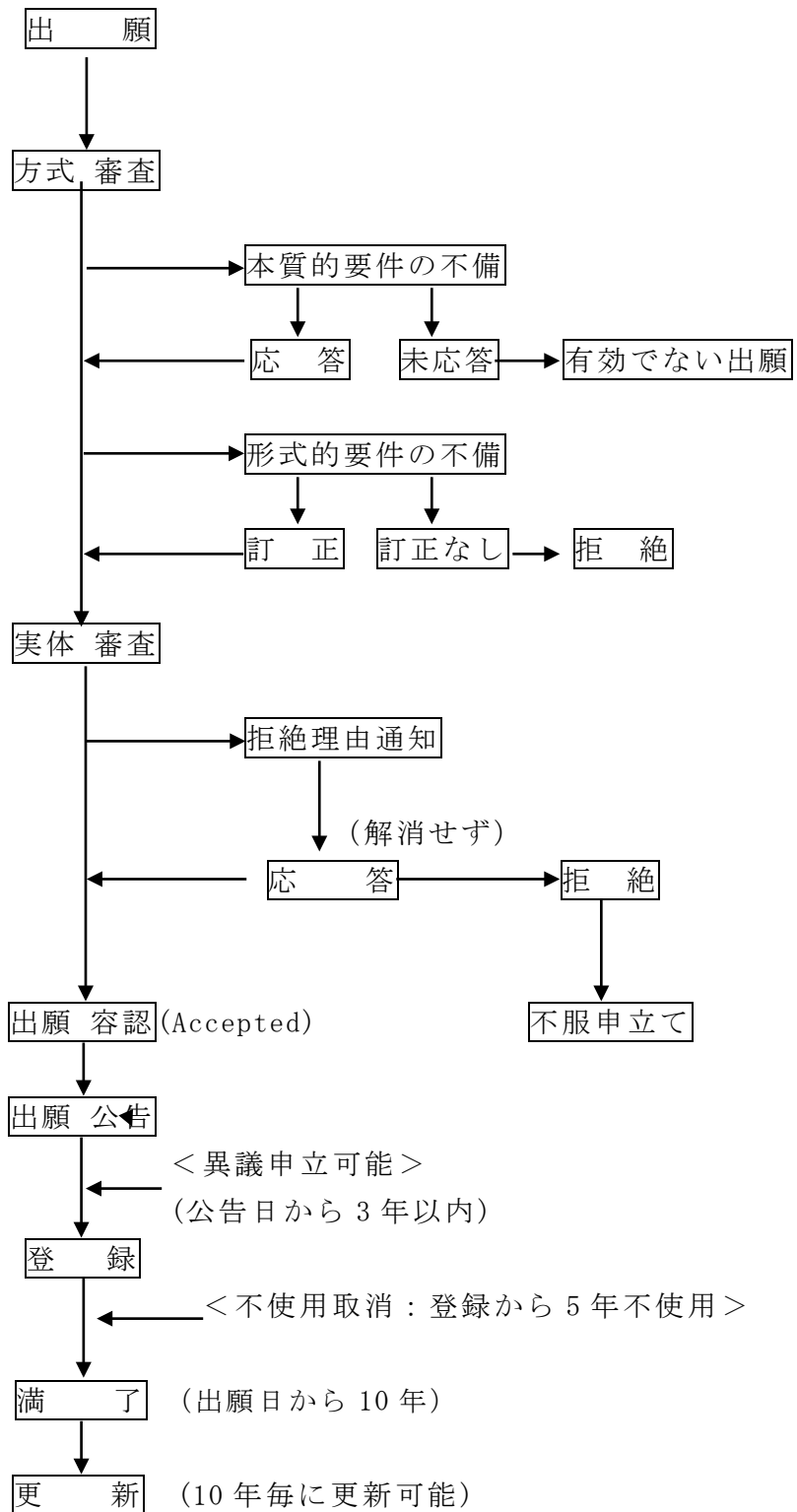
また、

② 先行商標や先行登録商標の所有者やその使用許諾者は相対的事由に基づき異議申立てをすることができます。

(5) 不服申立て：

出願が拒絶された場合、出願人は拒絶決定日から 60 日以内に裁判所に対して、再審を請求することができます。

出願から商標権の消滅までのフローチャート：



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 存続期間は、出願日から10年です。

商標権は、設定登録日から発生します。

(2) 更新手続きは存続期間満了前12ヶ月以内にする必要があります。

6ヶ月の猶予期間も認められております。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時に商標の使用義務はありません。

## 11. 保護対象

(1) 商標とは、写実的に表示可能な、言葉、個人名、会社名、雅号、図形、文字、数字、色彩、音楽的フレーズを含む音響、商品の形状若しくは包装及びスローガンによって構成できるものと、されております。

(2) 保護される商標：

- ①文字商標、②色彩商標、③図形商標、④結合商標、⑤立体商標、⑥団体商標、⑦音響商標、⑧匂い商標等。

## 12. 留意事項

(1) 出願から最終処分等までの所要期間：

①出願からFirst Action(拒絶理由通知)受領までの所要期間：

約3ヶ月から5ヶ月です。

②出願から最終処分(登録)までの所要期間：

約10ヶ月から15ヶ月です。

(2) 不使用取消制度：

商標登録された商標は、その登録日から5年以内に使用されなければならず、正当な理由なく、継続して5年以上不使用の場合には、取消の対象になります。

(3) 使用許諾：

商品又はサービスの全部又は一部について、排他的又は非排他的なライセンスを許諾することが可能です。

使用許諾は、特許庁の登録簿に登録する必要があります。

(4) 譲渡：

商標権の自由譲渡が認められており、登録が第三者対抗要件となっております。必要な書類は次の通りです。

①譲渡証：

譲渡人及び譲受人が署名し、アポスティル(Apostille)による認証を受ける必要があります。

②委任状：

譲受人の署名が必要です。

(5)国際商標登録：

①ギリシャは、マドリッド協定議定書の締約国です。

②従いまして、これらの協定に基づき、領域指定することにより商標の保護を求めることができます。

(6)広域商標登録による保護：

ギリシャは、EU加盟国ですので、欧州連合商標(EUTM)による保護を求めることができます。

(7)回復：

①出願人や商標権者が、必要とされる注意を払ったにも拘わらず、特許庁等に対する期限を不可抗力等の理由により、遵守することができなかった場合には、一定の期間内に限り請求により権利を回復することができます。

但し、この回復は、異議申立期間や優先権の期間に関しては適用されません。

②更新手数料の不納により消滅した場合にも、一定の期間内に限り商標権の回復を求めることができます。